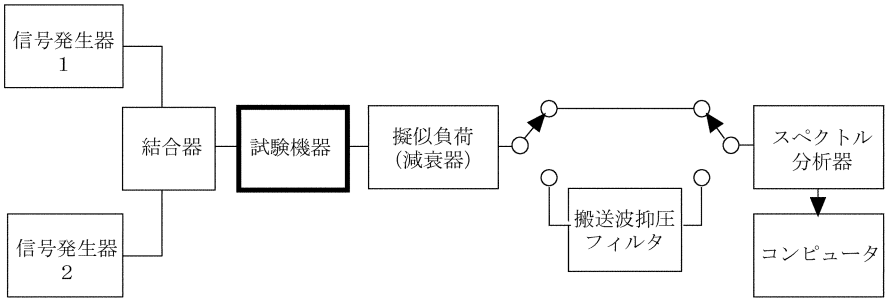
五　スプリアス発射又は不要発射の強度（下り）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　必要に応じて搬送波抑圧フィルタを使用する。

⑵　各信号発生器の設定は、次のとおりとする。

ア　信号発生器は試験周波数に設定し、連続送信状態とする。最大出力状態となる条件で変調をし、規定の入力レベルに設定する。

イ　中継する周波数が２波以上の場合は、信号発生器１と信号発生器２の周波数は、電気通信事業者ごとの帯域又は工事設計書に記載された周波数帯域内のいずれか狭い方の帯域内の上限周波数と下限周波数に設定して、最大出力状態となる条件で変調をし、規定の入力レベルに設定し、必要に応じて各信号発生器の出力に帯域通過フィルタやアイソレータを挿入する。

ウ　中継する周波数が１波の場合は、信号発生器１のみで試験する。

エ　１波のみの場合は規定の入力レベル、２波の場合は信号発生器１及び２とも規定の入力レベル－３dBとする。

オ　コンピュータの使用は、振幅の平均値を求める場合とする。

⑶　不要発射探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　掃引周波数幅及び分解能帯域幅については、各試験周波数帯に応じて次表のとおりとする。

試験周波数帯	掃引周波数幅	分解能帯域幅
700MHz帯	９kHzから150kHzまで 150kHzから30MHzまで 30MHzから1,000MHzまで（注１） 1,000MHzから12.75GHzまで	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
800MHz帯（注２）	９kHzから150kHzまで 150kHzから30MHzまで 30MHzから1,000MHzまで（注１） 1,000MHzから12.75GHzまで	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
900MHz帯	９kHzから150kHzまで 150kHzから30MHzまで 30MHzから1,000MHzまで（注１） 1,000MHzから12.75GHzまで	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
1.5GHz帯、1.7GHz帯及び２GHz帯	９kHzから150kHzまで 150kHzから30MHzまで 30MHzから1,000MHzまで 1,000MHzから12.75GHzまで（注１、注３） 1,884.5MHzから1,915.7MHzまで	１kHz 10kHz 100kHz １MHz 300kHz

注１　送信周波数帯から10MHz未満を除く。

注２　1,000MHz未満の周波数範囲で、参照帯域幅が１MHzで規定されている技術基準の測定を行う場合であって、分解能帯域幅を１MHzにできないときは、次の㋐から㋒までを用いて判定する。

㋐　９kHzから150kHzまでの範囲は、－33dBm／１kHzを用いる。

㋑　150kHzから30MHzまでの範囲は、－23dBm／10kHzを用いる。

㋒　30MHzから1,000MHzまでの範囲は、－13dBm／100kHzを用いる。

注３　1,884.5MHzから1,915.7MHzまでを除く。

イ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度

ウ　掃引時間　測定精度が保証される最小時間

エ　Ｙ軸スケール　10dB／Div

オ　入力レベル　最大のダイナミックレンジとなる値

カ　データ点数　400点以上

キ　掃引モード　単掃引

ク　検波モード　ポジティブピーク

⑷　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア　中心周波数　不要発射周波数

イ　掃引周波数幅　０Hz

ウ　分解能帯域幅　次表のとおり

試験周波数帯	測定周波数範囲	分解能帯域幅
700MHz帯	９kHz以上150kHz未満 150kHz以上30MHz未満 30MHz以上1,000MHz未満 1,000MHz以上12.75GHz未満	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
800MHz帯（注１）	９kHz以上150kHz未満 150kHz以上30MHz未満 30MHz以上1,000MHz未満 1,000MHz以上12.75GHz未満	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
900MHz帯	９kHz以上150kHz未満 150kHz以上30MHz未満 30MHz以上1,000MHz未満 1,000MHz以上12.75GHz未満	１kHz 10kHz 100kHz １MHz
1.5GHz帯、1.7GHz帯及び２GHz帯	９kHz以上150kHz未満 150kHz以上30MHz未満 30MHz以上1,000MHz未満 1,000MHz以上12.75GHz未満（注２） 1,884.5MHz以上1,915.7MHz以下	１kHz 10kHz 100kHz １MHz 300kHz